

別添 7 サービス対価の支払い方法

本資料は、平泉町社会教育施設整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下、「特定事業」という。）として、PFI法に準じて、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下、「特定事業者」という。）の選定等に関し定める募集要項と一体の書類である。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、募集要項等に定めるところと同じとする。

1. サービス対価の構成

本事業の実施に対し町が特定事業者を支払うサービス対価は、設計、建設業務に係る費用、総括管理業務、維持管理業務及び運営業務に係る費用及び消費税等から構成される「業務等への対価」から構成する。サービス対価を構成する各費用の内訳は、表1 サービス対価の内訳に示すとおりとする。

表1 サービス対価の内訳

項目	費用項目	費用の内容
業務等への対価	サービス対価A	設計建設期間中に発生する以下の費用 ・設計業務 ・工事監理業務 ・建設業務 ・総括管理業務（図書の新規購入費、図書館システム導入費） ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
	サービス対価B	維持管理運営期間中に発生する以下の費用 ・総括管理業務（図書の新規購入費、図書館システム導入費は除く） ・維持管理業務（光熱水費含む） ・運営業務 ・SPC 設立・管理費（設立する場合） ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
	消費税等	・上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

2. サービス対価の算定及び支払方法

特定事業者は、本事業において本施設の設計、建設、総括管理、維持管理、運営までのサービスを特定事業者の責任により一体として提供し、町は、提供されるサービスを一体のものとしてその対価を以下のとおりに支払う。

(1) サービス対価Aの支払方法

サービス対価Aの支払い方法は、以下のとおりとする。

【令和元年度】

- ・令和元年度に、令和元年度の出来形について、検査を行い、検査合格後、請求のあった日から14日以内に支払う。
 - ・ただし、出来形部分に相応するサービス対価Aの10分の9以内の額を部分払いする。
なお、本町が予定する部分払いの上限額を超過した場合は、その上限額を支払い、出来形に応じた金額との差額は2回目に支払うものとする。
- ※出来形の部分払いを受けた場合においても、全部の引き渡し完了までの間は、特定事業者は当該出来形部分の管理についての一切の責めを負うものとする。

【令和2年度】

- ・令和2年度に、令和2年度の出来形について、検査を行い、検査合格後、請求のあった日から14日以内に支払う。
 - ・ただし、出来形部分に相応するサービス対価Aの10分の9以内の額を部分払いする。
なお、本町が予定する部分払いの上限額を超過した場合は、その上限額を支払い、出来形に応じた金額との差額は3回目に支払うものとする。
- ※出来形の部分払いを受けた場合においても、全部の引き渡し完了までの間は、特定事業者は当該出来形部分の管理についての一切の責めを負うものとする。

【令和3年度】

- ・業務完了時に要求水準書に定める竣工確認検査を行い、検査合格後、請求のあった日から40日以内にサービス対価Aの残額支払いを行う。

<前払金の支払>

- ・令和2年度、令和3年度の会計年度において、前払金の支払を町に請求することができる。詳細は、「別添5 施設整備契約書」を参照すること。

(2) サービス対価Bの支払方法

サービス対価Bの支払い方法は、以下のとおりとする。

表2 サービス対価Bの支払い方法

費用項目	支払い対象期間	回数	支払い方法
サービス対価B	維持管理運営期間 令和4年4月～令和7年3月	全12回	維持管理運営期間中、四半期ごとに、提案に基づき特定事業契約時に定めた額を均等に支払う。

サービス対価Bは、維持管理運営期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに予算額の範囲内で年4回（町が特定事業者から適法な請求書を受領後40日以内）、均等に支払うことを予定している。

(3) 消費税等

消費税等については、サービス対価の支払期毎に算定する。

3. サービス対価の改定

サービス対価Aについては、物価変動による改定を行う。なお、下記によらない場合の物価変動については、「平泉町社会教育施設整備事業 施設整備仮契約書第 28 条」により改定の協議ができるものとする。

ア 対象となる費用

対象費用は、設計費、工事監理費などを除いた直接工事及び共通費などの工事施工に必要な経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。以下、「建設業務費」という。）。

イ 基準となる指標

物価変動によるサービス対価Aの改定に使用する指標は下表のとおりとする。

表 3 基準となる指標（サービス対価A）

費用	参照指標
建設業務費	「標準建築費指数季報」（建設工業経営研究会発行） ・標準建築費指数（仙台）：事務所（RC）の「建築」

ウ 改定方法

契約締結日の属する月の最新の指標値と本施設の工事着手届出日の属する月の最新の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、町及び特定事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

変更額は、サービス対価Aの建設業務費に係る変動額のうち、建設業務費に係る経費の1.5%に相当する金額を超える額とする。

$$S_+ = \left[P_2 - P_1 - \left(P_1 \times \frac{1.5}{100} \right) \right]$$

この式において、 S_+ 、 P_1 、 P_2 はそれぞれ次の額を表す。

S_+ ：増額スライド額

P_1 ：施設整備契約書に記載されたサービス対価Aのうち、建設業務費

P_2 ：変動後（本施設の着工日）の指標値に基づき算出したサービス対価Aのうち、建設業務費

本事業における光熱水費算定の参考資料

<平泉町公民館>

月	電気		上下水道		ガス		合 計
	H30 (当年度)		H30 (当年度)		H30 (当年度)		
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	H30 (円)
4	987	32,894	10	7,365	0.9	2,655	42,914
5	909	30,924	5	6,933	1.2	2,856	40,713
6	764	26,515	7	7,105	1.1	2,789	36,409
7	916	31,259	6	7,019	1.8	3,257	41,535
8	1,146	38,494	7	7,105	0.7	2,521	48,120
9	1,005	34,296	6	7,019	1.4	2,989	44,304
10	1,019	34,947	8	7,192	1.3	2,922	45,061
11	928	32,271	18	8,488	2.5	3,726	44,485
12	1,023	35,431	8	7,192	3.7	4,649	47,272
1	1,240	42,605	8	7,192	3.3	4,369	54,166
2	1,087	37,912	8	7,192	3.0	4,158	49,262
3	1,035	36,289	9	7,278	1.9	3,386	46,953
計	12,059	413,837	100	87,080	22.8	40,277	541,194

※ 電気の契約種別は従量電灯C。

<平泉町図書館>

月	内訳	電気			水道		ガス		合 計
		H30 (当年度)			H30 (当年度)		H30 (当年度)		
		使用量 (kWh)	料金 (円)	計	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	H30 (円)
4	低圧電力	1,811	35,479	111,415	11	7,299	1.3	2,922	121,636
	従量電灯B	1,168	75,936						
5	低圧電力	1,114	34,328	97,572	11	7,299	1.3	2,922	107,793
	従量電灯B	984	63,244						
6	低圧電力	1,080	33,367	86,987	10	7,159	0.8	2,588	96,734
	従量電灯B	392	53,620						
7	低圧電力	1,227	37,972	97,194	12	7,439	0.8	2,588	107,221
	従量電灯B	716	59,222						
8	低圧電力	1,783	79,235	112,514	12	7,439		2,253	122,206
	従量電灯B	1,072	33,279						
9	低圧電力	1,173	68,485	103,145	12	7,439		2,119	112,703
	従量電灯B	1,110	34,660						
10	低圧電力			90,984	14	7,720		2,186	100,890
	従量電灯B								
11	低圧電力			89,156	16	8,001	0.8	2,588	99,745
	従量電灯B								
12	低圧電力	1,571	74,341	112,485	14	7,720	1.1	2,824	123,029
	従量電灯B	1,200	38,144						
1	低圧電力	2,619	93,028	130,123	11	7,299	1	2,754	140,176
	従量電灯B	1,159	37,095						
2	低圧電力	3,514	109,358	147,543	11	7,299	1.4	3,035	157,877
	従量電灯B	1,186	38,185						
3	低圧電力	2,718	95,413	131,657	12	7,439	1.2	2,894	141,990
	従量電灯B	1,124	36,244						
計		15,091	1,310,775	146	89,552	9.7	31,673	1,432,000	

<長島公民館>

月	電気		上下水道		ガス		合 計
	H30 (当年度)		H30 (当年度)		H30 (当年度)		
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	H30 (円)
4	222	7,681	6	6,792	0.2	2,186	16,659
5	206	7,347	5	6,706	0.2	2,186	16,239
6	190	6,932	2	6,446	0.2	2,186	15,564
7	272	9,161	3	6,533	0.0	0	15,694
8	378	12,372	8	6,965	0.8	2,588	21,925
9	400	13,128	7	6,878	0.5	2,387	22,393
10	243	8,495	3	6,533	0.1	2,119	17,147
11	214	7,738	5	6,360	0.5	2,387	16,485
12	255	8,915	5	6,706	0.3	2,263	17,884
1	284	9,787	1	6,360	0.3	2,263	18,410
2	243	8,679	1	6,360	0.3	2,263	17,302
3	240	8,607	2	6,446	0.4	2,333	17,386
計	3,147	108,842	48	79,085	3.8	25,161	213,088

※ 電気の契約種別は従量電灯C。